

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
TEL 06-6765-8904
FAX 06-6765-8905

教職員の働き方改善につながらない！ 「政府・給特法改定案」は廃案を！



給特法廃案を求め
記者会見をする全教役員

全教は、2024年5月、スイス・ジュネーブのILO本部を訪問し、日本における教員の長時間過密労働や教員不足の実態について、要請・懇談を行いました。それを受け、2025年2

CEART 勧告を無視する日本政府

全教・大障教は、「定額働かせ放題」を継続し、「主務教諭」創設や学級担任手当導入などが盛り込まれた給特法改定案について、教員の働き方改善にはつながらず、教職員の序列化・階層化をすすめる、職場を分断するものだとして廃案を求めています。この間、国会への署名提出や数次にわたる議員要請、国会前行動にとりくんできました。

また、今年2月には、全教の申し立てを受け、ILO／ユネスコ教員の地位勧告適用合同専門家委員会（以下、CEART）が日本政府に対して、「所定労働時間を超える労働について適切に報酬を支払う透明性のある制度を工夫すること」と勧告し、改善を求めています。

月にCEARTが日本政府に勧告を出しました。勧告には、「教員の所定労働時間を超える労働の削減のための社会対話を通じて、戦略を構築し、教員の専門性と仕事の自立的かつ創造的側面を認識しつつ、所定労働時間を超える労働について適切に報酬を支払う透明性のある制度を工夫すること」が明記されています。しかし、日本政府はそれに真摯に向き合わず、「定額働かせ放題」を継続する給特法改定案の強行を企んでいます。

現場の私たちの声

「もっとゆっくり子どもたちと関わりたい」学校現場で、そう感じている方も多いのではないのでしょうか。

現在審議されている給特法の改定案では「教職調整額を1年間で1%ずつ段階的に引き上げる」としています。これでは教職員の働き方改革としては極めて不十分です。教職員定数を抜本的に増やすなど、本当に必要なところにお金をかけてほしいと思います。子どもたちに豊かな教育を保障するために、一緒に声をあげていきましょう！

（青年部長 奥 正行）

「給特法改定案」の問題点の一つに、私たち教職員の仕事に責任の違いや賃金格差を持ち込む新たな職「主務教諭」の創設があります。加えて、一部の教員に給与加算するための原資を教員の「義務教育等教員特別手当」や「教職調整額」を削減して生み出すことを目論んでいます。すでに先行導入している東京では、トップダウンの学校運営が強まり、教職員間の共同性が破壊される等、破綻しています。教育現場にさらなる分断を持ち込む制度の導入には断固反対です！

（執行委員長 西面 友史）

署名提出と国会要請行動

全教・大障教は、この間、約5万8千筆の署名を国会に提出し、そのとりくみを継続しています。

また、数次にわたる国会要請行動には近畿ブロックからも組合員が参加しています。

国会では、参考人陳述と質疑が行われました。給特法改定案反対署名の呼びかけ人のひとりである高橋哲さんも陳述し、

給特法による時間外等在校時間は労働基準法違反の疑いがあると指摘しました。

国会審議において、給特法改定案の問題点が明らかになり、運動によって早期の衆院通過を断念させました。引き続き、文部科学委員会への要請行動、署名の集約、国会要請のとりくみを強めましょう。

男だけならぶ理事らにまわいて
女性部長は凜凜（りり）と舌張る
（S）

書記局のひふしゅ

長男がゴールデンウィークに帰省していた。長男は小学校教員をしているが、相変わらずの長時間労働。休日にも出勤しないと仕事が終わらないと言う。長男の月残業時間は軽く80時間を超える。以前、教職員の働き方について話した時、彼は「金より自由な時間がほしい」と言っていた。私はかつて次の短歌を発表した。

平日は帰って寝るだけ休日は

疲れて寝るだけ息子がこぼす

支援学校の現場でも、年々業務の多忙感は増してきている。筆者の勤務校では、校長が教職員対象に「働き方アンケート」を実施している。2023年のアンケート結果では、一定数の教職員が持ち帰り残業を行っており、その内容は主に教材準備という結果が表れた。校長からも「改善すべき課題」として提起された。だが現状はどうかというと、勤務時間中は様々な書類の作成に追われているのが実情だ。「空きコマ」と言われる時間は少ないし、放課後は会議が詰まっている。筆者の働き方はどうかというと、勤務時間内に業務は終わらない。授業計画や教材準備はおおた休日の業務となっている。教育行政が進める「働き方改革」では、効果は極めて限定的。教職員の長時間労働解消のため、求められているのは、教職員を抜本的に増員することだ。

今国会で審議が進められている給特法「改定」では、教職員の長時間労働は解消しない。「定額働かせ放題」をやめ、公立学校の教員にも残業代を支払う制度とするため、抜本改正が必要だ。筆者は長年教職員組合の役員をしているが、団体交渉の席において、「子育てと仕事は両立できる労働条件の改善」と女性部役員の方々が、涙を流しながら訴えられていたシーンを忘れることができない。教師の「生きがい・働きがい」を取り戻そう。もう一言を掲げ、結びとする。

